

組合 Q & A

個人企業が法人成りした場合

有限会社の組合員が破産した。出資金は先代が個人事業者の頃、組合に出した。持分の払戻し先は、会社か先代個人か

もう少し事情を説明します。組合員企業の破産管財人から、持分払戻請求が組合に届いたことから騒ぎは始まりました。有限会社になつたときに、息子が会社の社長になり、創業者の親父（先代）さんは引退しました。組合員は先代個人ではなく会社という状況でした。

しかし、組合の会合には、ずうつと先代が出ていたし、二〇〇万円の出資金は先代が出したもので、組合としては管財人に二〇〇万円を渡したくありませんでした。

個人事業者から法人へ

個人事業者が法人成りしたときは、個人から法人への持分譲渡の手続きをする必要があります。しかし、実際には、そうした手続き

をしないで、組合員名簿を変えるだけで済ませているケースは多いものです。

普段の組合運営では問題は起こらないのですが、脱退のときは問題になります。組合持分の払戻し先を法人にするか個人にするか特定しなければならぬからです。

組合持分が、破産した有限会社のものなら破産管財人に持分を払い戻すこととなります。そうなるかと先代のところへは一銭も行きません。先代が個人で出資しているので、それはあまりにも気の毒です。

名簿は会社名、賦課金も会社が支払い、その領収書は会社宛、これでは、先代に持分を払い戻すことは難しい。しかし、組合員たちは先代が組合の会合に出ているので、先代が組合員だと信じています。執行部も、先代が組合員なのだから、親父さんに二〇〇万円を戻すべきだと考えました。そこで「組合員は先代個人」であると管財人に伝えることにしました。

理屈の組立

①組合の名簿は法人名が変わっているが、それは事務局が言われる

ままに変えただけのことだ。先代個人から会社へ持分を譲渡することを承諾していない。

②組合への賦課金は、社長である息子が気を利かせて立替払いをしてくれたのだから、その立替分は先代が会社へ返す。もちろん時効が完成している分は差し引く。

持分譲渡は理事会の承諾が必要ですが、理事会の承諾は行われていませんでした。執行部が管財人に対して主張したのは、「譲渡承諾をした理事会議事録はない」ということです。

最終的に、管財人は先代への払い戻しを承知してくれました。この顛末が法的に正しいかわかりませんが、先代は喜んでくれました。

ポイント

★法人成りしたときは、理事会で譲渡承諾

中小企業組合理事のための Q & A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行」より転載。

●ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 加入・脱退、出資・持分に関する正誤問題です。

【第1問】 事業協同組合は、原則として組合員以外の者の事業利用を組合員の総利用分量の25%までに制限している。

【第2問】 組合は定款の定めにより組合員に経費を賦課することができる。

【第3問】 組合の成立の時期は、主たる事務所の所在地において設立の登記をした日である。

【第4問】 組合の出資総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、期中に移動があっても年度末現在の状況を年度末から4週間以内に一度に行えば足りる。

《解答》【第1問】×（直接奉仕の原則があるから、組合の共同事業の利用者は、本来、組合員に限るべきである。しかし、共同施設が遊休状態にあるのもつたいため、次の2つの条件で組合員以外の者の利用を認めている。①組合員の利用に支障がないこと、②員外者の利用量を当該事業年度における組合員の総利用分量の20%以内に制限すること。したがって、「25%まで」は数字の間違いである。）【第2問】○【第3問】○【第4問】○